

社会福祉法人徳島県社会福祉事業団  
障害児入所施設未来

給食業務委託業者選定

プロポーザル実施要綱

令和2年11月

社会福祉法人徳島県社会福祉事業団

社会福祉法人徳島県社会福祉事業団 障害児入所施設未来  
給食業務委託業者選定に係る公募型プロポーザル実施要綱

障害児入所施設未来における給食業務の委託業者を選定するに当たり、利用者の生活において食事の楽しみは大きな比重を占めることから、価格のみを比較する競争入札方式でなく、食事提供の方針・体制、価格等を総合的に判断できる公募型プロポーザル方式により行います。公募に当たっての条件等は次のとおりです。

### 1 委託業務の内容

- (1) 委託業務名 障害児入所施設未来給食業務
- (2) 委託業務箇所 徳島市国府町中369番地の1
- (3) 委託業務内容 別紙仕様書のとおりとする
- (4) 契約期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで  
ただし、期間満了の3か月前までに双方より解約の申し出が無い場合は、受託者の業務の履行状況及び予算措置の状況を勘案した上で、委託期間終了後1年ごとの継続更新ができるものとする。  
なお、金額については双方協議の上、変更することができるものとする。

### 2 応募の資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる項目のすべてを満たしていること。

- (1) 徳島県内に会社の本店、支店、営業所又はこれに類する事業拠点を有すること。
- (2) 過去5年間に福祉施設での受託実績を有していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に県の入札参加資格に係る再審査を受けており、更生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (6) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。

### 3 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加申込書（別紙1）を提出してください。

- (1) 提出期限 令和2年11月20日（金）

- (2) 提出場所 徳島市国府町中369番地の1 障害児入所施設未来 担当：中山  
(3) 提出方法 上記提出先へ郵送もしくは持参してください。

#### 4 提案書・見積書の内容及び提出方法

##### (1) 提案書の内容

提案書は別添の仕様書を参照するとともに、下記内容を含め作成してください。

###### ①会社の概要

ア. 創立年月日 イ. 代表者氏名 ウ. 従業員数 エ. 所在地（本社・営業所）  
オ. 採用となった場合の契約窓口 カ. 本案件に従事するスタッフ数 キ. 福祉施設での業務実績 ク. 配置される調理員の（予定者）の資格及び実績

###### ②障害児入所施設給食に対する基本的な考え方

###### ③満足度向上のための具体的取り組み（メニュー・特別食・行事食等）

###### ④入居者等への個別対応の考えと取り組み（嗜好、アレルギー等）

###### ⑤嚥下困難者等に対する食事提供（嚥下調整食、療養食）

###### ⑥食材調達と安全管理体制について

###### ⑦衛生管理体制について

###### ⑧スタッフの配置計画及び人材確保の考え方について

###### ⑨教育・研修体制について

###### ⑩運営管理体制について

###### ⑪危機管理体制（感染症、災害等の非常事態発生時における対応及び体制、突発的な人員欠如時、食中毒発生時、事故発生時等）

###### ⑫その他アピールする点があれば記載のこと

##### (2) 見積書

見積金額は、食材料費を除く人件費・管理費等について1年間の金額（税抜）について見積もってください。

##### (3) 提出方法

###### ①提出期限 令和2年12月4日（金）

※締め切り後の再提出、追加提出は一切認めません。

###### ②提出場所 徳島市国府町中369番地の1 障害児入所施設未来 担当：中山

###### ③提出方法 上記提出先へ郵送もしくは持参してください。

###### ④必要部数 6部

#### 5 仕様書に関する質問

##### (1) 期 間 令和2年11月20日（金）まで

##### (2) 質問方法 書面によることとし、電子メールにより提出してください。

【アドレス：nakayama\_kazuhisa@mirai-starts.jp】

##### (3) 回答方法 質問の内容に応じて回答します。回答は、徳島県社会福祉事業団ホー

ムページに掲載します。

(4) 質問回答期限 令和2年11月27日(金)

## 6 選考方法

### (1) 審査方法

- ①社会福祉法人徳島県社会福祉事業団の役職員で構成する選考委員会において審査を行います。
- ②審査基準に基づき、提案書等による書類審査及びヒアリング審査を実施します。
- ③審査基準に基づき、選考委員会で採点し、最も高得点の参加者を障害児入所施設未来給食業務委託契約締結にあたり、優先交渉権者とします。
- ④優先交渉権者が締結までに、参加資格を有しなくなった場合又は契約できなくなった場合は、次点の参加者を新たに優先交渉権者として手続きを行います。

### (2) 審査基準

#### ①採点について

採点は、提案書等の内容に関する評価点及び価格等に関する評価点の合計点とします。

#### ② 審査の基準

- ア 給食に対する基本的考え方、取り組み(20点)
- イ 運営及び危機管理体制(10点)
- ウ 衛生管理、食材提供体制(20点)
- エ スタッフ体制、教育研修及び福祉施設での業務実績(30点)
- オ 委託料見積(20点)

### (3) ヒアリング

- ① 日時 令和2年12月8日(火)頃 ※詳細については別途通知します。
- ② 場所 徳島市国府町中369番地の1 障害児入所施設未来

### (4) 審査結果の通知

審査結果は、参加者全員に通知します。ただし、各評価項目の点数等は公表しないものとします。また、結果に対する異議は受け入れません。

## 7 契約

- (1) 選定された業者との契約締結の交渉を行い、不調に終わった場合は次点業者と交渉を行います。
- (2) 選定業者と仕様書に基づき業務の詳細を協議した後、最終契約価格を決定し、当事業団理事会の議を経たのち、契約を締結します。

## 8 事業者選定に係る日程について

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| (1) 公募受付（各書類配布）  | 令和2年11月 5日（木）～ |
| (2) 質問受付期限       | 令和2年11月20日（金）  |
| (3) プロポーザル参加申込締切 | 令和2年11月20日（金）  |
| (4) 質問回答期限       | 令和2年11月27日（金）  |
| (5) 提案書等提出締切     | 令和2年12月 4日（金）  |
| (6) ヒアリング        | 令和2年12月 8日（火）頃 |
| (7) 審査結果通知       | 令和2年12月中旬      |
| (8) 業務委託契約の締結    | 令和3年 1月        |

## 9 プロポーザル実施要綱に関する問い合わせ先

徳島市国府町中369番地の1 社会福祉法人徳島県社会福祉事業団 障害児入所施設未来 担当 中山 TEL 088-642-4040 / FAX 088-642-4041 E-mail nakayama_kazuhisa@mirai-starts.jp
---

## 10 その他

- (1) 提案書の提案は、1社につき1案とします。
- (2) 提出された提案書は返却しません。
- (3) 提案書に係る一切の費用は、提案者の負担とします。
- (4) 提案書は受託者決定の目的以外には使用しません。提案書の記載事項は契約時に仕様として採用します。ただし、双方協議のうえ、内容の修正はできるものとします。
- (5) 契約者の決定通知後において、提案書の内容等に虚偽又は不適切な事項等が発覚した場合は、契約をただちに破棄します。

(別紙1)

## 参加申込書

令和 年 月 日

社会福祉法人 徳島県社会福祉事業団  
理事長 小谷敏弘 殿

住 所

商号又は名称

代表者名

印

社会福祉法人徳島県社会福祉事業団障害児入所施設未来給食業務委託事業者選定に係るプロポーザルについて、参加したいので申し込みします。

なお、実施要綱に定められた次のすべてに該当し、応募資格を満たしていることを届け出ます。

- (1) 徳島県内に会社の本店、支店、営業所又はこれに類する事業拠点を有すること。
- (2) 過去5年間に福祉施設での受託実績を有していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に県の入札参加資格に係る再審査を受けており、更生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (6) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。